

平成28年度県予算編成並びに施策
に関する要望とその措置状況

(平成27年11月20日要望)

(平成28年 3月28日回答)

栃 木 県 町 村 会

目 次

総合政策部

- 空き家対策への支援について . . . 1

環境森林部

- イノシシ捕獲強化事業費補助金の確保について . . . 2

保健福祉部

- 予防接種の財源確保について . . . 3
- 特定不妊治療費の助成上限額の引き上げについて . . . 4
- 行事の開催時に伴う食品関係の臨時出店に係る規制の県内統一について . . . 5
- 新たな「地域支え合い体制づくり事業」の創設について . . . 6
- 生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の強化について . . . 7

県土整備部・県警本部

- 道路整備の推進について . . . 8

教育委員会

- 小学校3年生以上における35人学級の早期実現について . . . 9
- 小中学校における教職員等配置事業の充実について . . . 10
- とちぎっ子学習状況調査の実施学年の拡充について . . . 11
- 特別支援教育に係る支援体制の充実について . . . 12
- 不登校児童生徒対策への支援について . . . 13
- 栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について . . . 14

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
1	空き家対策への支援について		○
要望内容 近年、管理が不十分な空き家が増え続け、防災・防犯・衛生上の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こしております。 こうした中、市町村が地域住民の安全性の確保や生活環境の保全等のため空き家等対策を適切かつ円滑に実施できるよう、国においては空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、5月26日に完全施行されたところであります。 特別措置法には、市町村の責務等が明記され、国及び都道府県については、市町村が行う空家等対策計画に基づく適切かつ円滑な実施に対し、費用補助・地方交付税の拡充を行うよう明記されております。 また、同法第5条に基づき定められた基本指針にも市町村、県、国の役割が示されているところであります。 つきましては、市町村の空き家対策を実効性あるものとするため下記のとおり要望いたします。 記 1 市町村における特定空家等対策に際し、県による専門職員の派遣や技術的な助言を行うとともに、対策に要した費用に対する必要な財政措置を講じること。 2 空き家対策は多岐にわたるため、県の担当課がそれぞれ分散していることから、組織体制の整備を図ること。 措置状況等（平成28年3月現在） 1 専門職員のいない市町において、特定空家等に該当するか否かの判断に困難をきたす場合、国が示す「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を踏まえ、今後、県の専門技術者（建築職職員）による助言や講習会の開催などの支援を実施するとともに、国の補助金の積極的な活用についての情報提供等を行って参ります。 2 県では、平成27年9月に庁内の関係課をメンバーとする連絡体制を整えるとともに、10月には県と市町の担当者会議を開催したところであり、今後、市町から具体的な意見、要望等が提出された場合には、必要に応じて庁内の関係課と連携を図りながら、適切に対応して参ります。			
関係部局	県土整備部 住宅課 総合政策部 市町村課・地域振興課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
2	イノシシ捕獲強化事業費補助金の確保について		○
要望内容 近年、イノシシなどの鳥獣については、生息数が急増し、生息域が拡大しており、その結果、農業生産や生活環境に深刻な影響を及ぼすなど、鳥獣害対策は喫緊の課題となっております。 県においては、イノシシ捕獲強化事業として各市町が実施する捕獲事業に対し、財政支援措置を行っておりますが、本年度の内示額は各市町の計画額を下回るものとなっております。各市町の負担は増加する結果となっております。 今後ますます深刻化、広域化する野生鳥獣被害に対して、これを防止、軽減していくためには、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠であり、地域住民が安心して営農活動を行い、安全な生活環境の確保に向けた、イノシシ捕獲への要請は今後も高まるものと考えられます。 つきましては、イノシシの農作物等の被害防止に向け、捕獲数増加の推進を図るため、当初予算において必要額を確保するとともに、来年度以降も事業を継続されるよう要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） 市町が行うイノシシの有害捕獲に対する支援を強化するため、イノシシの捕獲目標1万頭について、その全数を有害捕獲分として平成28年度当初予算に計上しております。 また、担い手の捕獲意欲を高め、捕獲数の一層の増加につながるよう、捕獲数に応じて支援できる仕組みに見直すこととしました。			
関係部局	環境森林部 自然環境課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
3	予防接種の財源確保について		○
要望内容 現在、国においては、予防接種制度のあり方が検討されており、昨年10月に定期接種化された水痘、高齢者用肺炎球菌ワクチンに加え、「広く接種を促進することが望ましい」とされた、おたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスのうち、B型肝炎の定期接種化が平成28年度の実施と方向付けされています。 予防接種は、住民の生命と健康を守るために有効な手段であり、特に子どもたちの健やかな育ちを支えるとともに、疾病予防による医療費抑制効果もあることから、非常に意義のある制度になっています。 しかしながら、定期接種に要する費用は、市町の支弁とされており、昨今の厳しい財政状況の下、既存の定期接種に加え、今後、対象が拡充されることで、さらに市町の財政状況は厳しさを増すことが予想されます。 つきましては、本来、定期接種は、その目的から全国的に統一して実施されるべきものであることから、対象者の全てが公平に接種を受けられるよう、国の責任において財源を全額保障することについて、国への働きかけを要望いたします。 また、現在、市町において、自主財源による独自の公費助成を実施している任意接種については、市町の施策や財政事情により対象年齢や助成額などサービスの格差が生じており、県内で統一することが望まれますので、県において、補助対象事業とし、支援いただきたく要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） ① 定期予防接種の費用は、国からの地方交付税により財源措置がなされておりますが、接種率の維持・向上等のため、市町の財政状況によらず対象者が等しく接種機会を享受することができるよう、国の財源措置の拡充が必要であると考えます。このため、県としては、引き続き、交付税算入率の引き上げ等財源措置の拡充を講じるよう国に対して要望して参ります。 ② また、広く一般に必要な予防接種は、任意接種ではなく、定期予防接種に位置づけて実施すべきものと考えますので、この点につきましても、引き続き、国に要望して参ります。			
関係部局	保健福祉部健康増進課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
4	特定不妊治療費の助成上限額の引き上げについて		○
要望内容 医療保険の適用外となる特定不妊治療（体外受精、顕微授精）については、人工授精によっても妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと診断された方が移行する次の治療法ですが、治療費が特に高額とされ、その経済的負担から十分な治療を受けることができず子どもを持つことを諦める者も少なくないことから、県においては、「栃木県不妊に悩む方への特定治療支援事業」を実施し、その治療費の一部助成を行っているところです。 一方、市町においても、厳しい財政状況の下、独自の上乗せ助成を実施し、治療を受ける方の経済的負担の軽減に取り組んでいるところですが、経済的な理由により、やむを得ず、治療費が安価な人工授精を続けている方も散見されます。 県においては、国の制度改正に伴い、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、また、治療により出産に至る確率がより高い年齢に必要な治療を受けられるようにするという視点から、平成28年度以降、43歳以上の治療費の助成を廃止することとしており、これまで以上に、妊娠希望者が少しでも年齢の若いうちに妊娠・出産しやすい環境をつくることが重要となります。 つきましては、特定不妊治療に係る経済的負担を軽減し、一人でも多くの方が人工授精から特定不妊治療にためらいなく移行できるよう、特定不妊治療に係る助成上限額を引き上げられるよう要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） 平成28年1月20日に成立した国の平成27年度補正予算における不妊治療への助成拡充に併せ、県においても、出産に至る割合が高い初回治療の助成額を15万円から30万円に拡充するとともに、男性不妊手術に対して、15万円の助成を行うこととしました。			
関係部局	保健福祉部こども政策課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
5	行事の開催時に伴う食品関係の臨時出店に係る規制の県内統一について		○
要望内容 近年、地域活性化やまちおこしのための交流イベントとして、県内各地域において行われる、地域グルメや町民祭、夏祭りなどの行事については、その内容が多様化するとともに、地域の特産品を販売するマルシェなど新たな形態の食のイベントも広域的に開催されるようになってきているところです。 こうしたイベントを行う際には、保健所に届出を行い提供する食品の規制に従うこととなりますが、指導される規制とその運用が県内で統一されていないとの指摘があります。 また、提供できない食材、食品が多すぎて、特徴のあるイベントの開催や、他のイベントとの差別化ができないとの指摘もあるところです。 県においては、行事に伴う食品関係の臨時出店に係る指導要領を制定し、基準を統一されているところですが、一部のイベントでは規制対象の食材・食品が提供されている状況も確認されております。 つきましては、地域の特性に応じて特例的許可がなされる場合には、その考え方や許可要件など、広く公に開示するとともに、県内保健所において公平性を確保し、統一的な規制・指導を行うよう要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） ① 行事の主催者等に事前に確認いただけるよう、今般、「行事に伴う食品関係の臨時出店に係る指導要領」とともに、臨時出店での注意事項などを県ホームページに掲載いたしました。 ② イベント等で提供しようとする食品が多様多様になっていることを踏まえ、各保健所での対応状況に違いがないか食品衛生担当者会議等において具体的な対応事例の確認を行うなど、今後とも、飲食に起因する衛生上の危害発生防止の観点から統一的な指導が行えるよう努めて参ります。			
関係部局	保健福祉部生活衛生課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
6	新たな「地域支え合い体制づくり事業」の創設について		○
要望内容 高齢化率の上昇にともない、一人暮らしや閉じこもり、また認知症の高齢者が年々増加しております。そのような中、各市町では県の「介護サービス施設等整備臨時特例基金」を財源として、地域支え合い体制づくり市町村事業費補助金を活用し、高齢者等の交流サロンの整備など、高齢者対策を中心とした事業に活用してまいりました。 当該補助金は、対象経費の幅が広く、室内の改装に必要な工事請負費や備品購入費も対象となっておりましたが、介護サービス施設等整備臨時特例基金の設置期間が平成26年度をもって終了したことに伴い、地域支え合い体制づくり事業費補助金も終了とされたところです。 しかしながら、サロン整備後の利用者数は予想よりも多く、地区内の高齢者から好評を博しており、他の地区からも高齢者の集いの場の創出について要望が寄せられるなど、今後も地域包括ケアの構築に向けた取組みが強く求められるところです。 つきましては、事業立ち上げ時の整備資金のほか、立ち上げから軌道に乗るまでの一定期間において事業を継続するための事業費も含めた、新たな「地域支え合い体制づくり事業」の創設について、国に対し働きかけられるよう要望いたします。 また、県の事業化についても検討されるよう併せて要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） 高齢者の交流サロンについては、平成21年度の国の経済危機対策により創設された介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を原資に基金（栃木県介護基盤緊急整備等臨時特例基金）を設置し、平成23年度から地域支え合い体制づくり市町村事業費補助金により市町村の整備・運営を支援してきましたが、国の事業終了に伴い平成26年度をもって同補助金を廃止しました。 平成27年度からは、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（市町村へ直接交付）により整備・改修が可能となっており、介護保険制度の地域支援事業により、修繕・運営が可能となっております。			
関係部局	保健福祉部高齢対策課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
7	生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の強化について		○
要望内容 本年4月に施行された生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うもので、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを制度の目標に置いています。 この制度の要となる重要な事業が、必須事業とされている自立相談支援事業であり、県においては、県内11町に相談支援員を配置して事業を実施しているところです。 しかしながら、各町に配置されている相談支援員は、11町に対して7名となっているため、2町を兼務する相談支援員の勤務体制は主に週2日に限られ、困窮状態からの早期脱却に向けた継続的な支援や地域づくりに対する支援が難しい状況にあります。 つきましては、生活困窮者に寄り添いながらニーズに応じた支援等が継続的に行えるよう、各町専任の相談支援員を配置するとともに、週5日の勤務体制の整備について要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） 平成27年4月にスタートした生活困窮者自立相談支援事業については、各町の御協力を得て、役場内に自立相談支援員を配置し、生活困窮者に対する相談支援にあたっています。 事業開始当初は、県内11町に7名の自立相談支援員を配置し、そのうち、4名が2町を兼務しておりましたが、複合的な課題を抱えた生活困窮者の相談に対し、より適切に対応するため、平成27年10月（一部の町では11月）から、自立相談支援員を4名増員し、各町に1名ずつ配置したところであります。 各町におかれましては、引き続き、事業の円滑な実施について、御協力を賜りますようお願いいたします。			
関係部局	保健福祉部保健福祉課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
8	道路整備の推進について		○
要望内容 道路は、安全で豊かな生活を確保し、地域の経済活動を支えるとともに、県民を自然災害から守るライフラインとして機能するなど、なくてはならない社会基盤であります。特に、人口の減少対策が重要課題となっている今日、広域にわたる交流・連携の強化や地方への移住の促進、さらには、教育・医療の面からも道路網の果たす役割は一層重要となっており、計画的かつ着実な整備が求められるところであります。 つきましては、下記の事項について積極的な措置を講じられるよう要望いたします。 記 1 国・県道の中には、小中学校の通学路となっている路線も多く、児童生徒の安全確保が課題となっていることから、歩道や街灯等の未整備路線の解消を図ること。 2 信号機の新規設置や既存信号機の機能追加など、地域の要望に対し積極的な対応に努めるとともに、そのために必要な予算を堅実に確保すること。 3 災害時における緊急輸送道路等の整備や高架下の排水対策の促進を図り、災害に強い道路の整備を着実に進めるとともに、老朽化した橋梁、トンネル等修繕・改修を積極的に推進すること。 4 整備計画の策定において、交通量などの目標値や費用対効果にとらわれることなく、生活道路としての重要度などを考慮し、地域が求める道路の整備に努めること。 措置状況等（平成28年3月現在） 1 通学路の歩道整備は、平成18年度から県土整備部の重点施策として取り組んでいるところであり、特に、小学校から半径1 km圏内で沿道に人家が存在し代替路線が無い区間等の整備を重点的に進めています。また、道路照明については、早朝や日没後の通行に支障がないよう、適正な配置に努めて参ります。今後とも、市町と連携し学校等の要望も十分踏まえながら、通学路の安全確保を着実に進めて参ります。 2 信号機の新設に関しては、道路の規模や交通量、交通事故の発生状況等を勘案したうえで、設置の検討を行い、適切な設置に努め、必要性の低くなった信号機については、撤去することとしています。 また、信号機の機能追加についても、交通状況に応じて、その必要性を検討したうえで適切な整備に努めて参ります。 3 災害発生時において、救援・救助活動や物資の輸送が円滑に行えるよう、緊急輸送道路の橋梁耐震化や道路アンダーの冠水対策等を進めています。また、橋梁やトンネル等の道路構造物については、長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕や予防保全により、老朽化対策を推進して参ります。 4 道路は地域の生活を支える基盤であることから、今後とも、地域の状況や利用実態、地元要望を十分踏まえて、市町と連携しながら、早期に効果を発現できるような道路整備を進めて参ります。			
関係部局	県土整備部 道路整備課・道路保全課 警察本部 交通規制課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
9	小学校3年生以上における35人学級の早期実現について		○
要望内容 学校現場が抱える課題が多様化・複雑化の一途をたどっている中で、児童生徒へのきめ細やかな指導を実現するためには、少人数教育の更なる推進によって教員の目が届きやすい学習環境を作り、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保することが必要となっております。 国においては、平成25年度からの5カ年計画である「新たな教職員定数改善計画案」により、中学校3年生までの35人学級の実施を検討しておりましたが見送りとなり、その後検討が重ねられているものの具体的な見通しは立っていない状況です。 本県においては、義務教育標準法に定められている小学校1年生に加え、小学校2年生及び中学校の全学年においても教員の加配対応により35人学級が実現されており、児童生徒の学習意欲の向上等の効果が見られております。 つきましては、より質の高い教育の実現のため、本県独自の少人数教育として小学校3年生以上においても35人学級を早期に実現していただくとともに、国に対して義務教育標準法の改正による少人数学級の拡大について引き続き働きかけていただきますよう要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） きめ細かな指導が実現できる少人数学級は、児童生徒の学習意欲の向上や問題行動等の未然防止などの効果がみられ、学校現場から拡大の要望も多い状況です。 平成27年度より、学級編制の違いにより学級の児童数が急激に増える小学校第3学年の学級に、スマイルプロジェクトで30名の非常勤講師を新たに配置し、きめ細かな対応が継続して行える教育環境を整えましたが、平成28年度はこれを60名に増員します。 今後も、本県の少人数教育のあり方について、様々な観点から検討するとともに、国に対しては小学第3学年以降においても35人以下学級が実現できるよう要望して参ります。			
関係部局	教育委員会事務局教職員課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
10	小中学校における教職員等配置事業の充実について		○
要望内容 発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加やいじめ・不登校等に関する事例の深刻化、家庭教育力の低下等、学校教育が抱える課題は複雑・多様化しております。それに伴い、学校での支援を必要としている児童生徒は年々増加傾向にあり、学校現場ではその対応に苦慮しているところであります。 こうした中、県においては、小中学校非常勤講師配置事業により、低学年児童や指導困難な状況が見られる学校への非常勤講師の配置に取り組まれているところです。 しかしながら、小学校における学習支援の充実や特別支援教育への対応など学校現場におけるニーズは高く、希望する全ての学校が加配措置を受けられていない現状であります。 つきましては、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を実現し教育環境の向上を図るため、各市町の教育委員会や学校現場の意向を踏まえ、必要な配置人数の増員・確保を図り、希望する全ての学校への加配がなされるよう積極的な取り組みを要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） きめ細かな指導により、児童生徒の学習意欲の向上や問題行動等の未然防止などの効果がみられます。 平成27年度より、学級編制の違いにより学級の児童数が急激に増える小学校第3学年の学級に、スマイルプロジェクトで30名の非常勤講師を新たに配置し、きめ細かな対応が継続して行える教育環境を整えましたが、平成28年度はこれを60名に増員します。 今後も、きめ細かな指導のあり方について、様々な観点から検討するとともに、国に対しては加配教員の増員を要望して参ります。			
関係部局	教育委員会事務局教職員課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
11	とちぎっ子学習状況調査の実施学年の拡充について		○
要望内容 現在、国においては、小学校6年生・中学校3年生を対象に「全国学力・学習状況調査」を、県においては、小学校4年生、5年生・中学校2年生を対象に「とちぎっ子学習状況調査」を行っているところです。 これらの調査により、児童生徒の学力や学習状況等の把握・分析が進み、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に大きな効果を上げております。 特に、県独自の施策により行われる、「とちぎっ子学習状況調査」では、児童生徒一人一人の課題が明確にされ、フォローアップシート（復習用資料）の提供等により児童生徒の学力向上において成果が上がっているところです。 こうした成果をより高めるためには、基礎的な生活習慣が身につく小学校3年生以上の全ての学年での調査が望まれます。 中学校1年生では、小学校で培ってきたこのような生徒への支援を継続して行うことによりさらなる成果が期待されます。また、中学校では、全学年が学力調査を行うことで、組織的に学習指導における検証改善が推進されます。 小学校では、自主的に学習に取り組む習慣の確立のために、基礎的な生活習慣が身に付いた小学校3年生から導入することで、小学校の中・高学年の継続的な指導が一層充実いたします。 つきましては、本県児童生徒の更なる学力向上に資するため、とちぎっ子学習状況調査の実施学年を小学校3年生・中学校1年生に拡充されるよう要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） とちぎっ子学習状況調査の実施学年につきましては、児童生徒の発達の段階や全国学力・学習状況調査との関連等を考慮し設定しているところです。 とちぎっ子学力アッププロジェクトは、実施5年目を目途に学力向上システムの効果を検証し仕組みを見直すこととしており、今後、調査の内容や実施学年等につきましても検討して参ります。			
関係部局	教育委員会事務局学校教育課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
1 2	特別支援教育に係る支援体制の充実について		○
要望内容 近年、保護者の意向から特別支援学校や特別支援学級への就学が適当と思われる児童生徒の通常学級への在籍や、特別支援学級がない学校の通常学級への在籍事例が増えております。 一方で、特別支援学級に入級を希望する児童生徒も増加しており、それに伴い設置校数及び学級数も増加傾向にあります。 こうしたことから、専門性を有する教職員の育成・確保が望まれるところであります。県におかれましては、平成27年度の公立学校新規採用教員選考試験から、特別支援学級等において3年以上の勤務経験をもつ者を対象とする特別選考枠を新設され、小中学校における指導支援のさらなる充実が期待されるところであります。多くの教職員が特別支援学級を経験していくような仕組みづくりも必要であります。 つきましては、児童生徒の障がいの特性を十分理解し、発達の段階に応じた適切な指導が行われるよう、下記のとおり要望いたします。 記 1 特別な支援を要する児童生徒を通常学級において受け入れている場合に、適切な支援及び円滑な学級運営が図れるよう、学校の実情に応じた加配を行うこと。 2 小学校の特別支援学級担当教員の配当基準について、現行の学級数と同数から中学校と同等の学級数プラス1人への引き上げを行うこと。 3 より多くの教員が特別支援学級等の経験を積むことができるよう、研修交流に留まらない人事異動システムを構築すること。 4 特別支援学級の学級編制基準を特別支援学校と同じ6人とするよう、国に対して要望すること。 措置状況等（平成28年3月現在） 1、4 通級指導対応加配教員の増員や学級編制基準の引き下げについては、平成26年度に引き続き国に要望しております。 2 特別支援学級担当教員については、義務標準法による国の配当数を基に、県で配当基準を定めています。今後も効果的な配置ができるよう努めて参ります。 3 特別支援学校との1年間の研修交流は平成23年度に始まった制度で、特別支援学級担当としての資質向上を図る機会となっております。また、平成27年度の教員採用試験より、特別支援学級を担当できる人材を確保するための特別選考を実施しております。今後も、より多くの教員が特別支援学級を経験できる機会の在り方について検討して参ります。			
関係部局	教育委員会事務局教職員課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
13	不登校児童生徒対策への支援について		○
要望内容 友達関係、学力の遅延、家庭環境の変化など心理的な理由で不登校になっている児童生徒に自立心や社会性を身につけさせ、学校復帰を支援するために、各町においては、不登校児童生徒対策の一環として適応指導教室を開設しているところであります。 適応指導教室に通級する児童生徒数及び保護者の相談件数は年々増加し、対応する相談員は多忙を極めております。加えて、住所地に通級する教室がない、環境を変えて支援を受けたい等の理由から、他町からの通級も受け入れている教室もあり、町外からの通級者の占める割合が高い教室もあります。 適応指導教室の運営にあたっては、相談員の確保や配置、施設の維持管理等に多大な負担を強いられており、昨年度も財政支援について要望したところであります。 県におかれましては、スクールカウンセラーの配置拡充やいじめ不登校等対策チームの派遣等を通して不登校の未然防止に努めるとしてありますが、不登校児童生徒数が増加傾向にある中で、適応指導教室に対するニーズは今後ますます増えていくものと思われます。 つきましては、教室の果たす役割の必要性を斟酌いただき、不登校児童生徒対策に対する財政支援についてご検討下さるよう再度要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） 不登校児童生徒への支援については、国でも喫緊の課題として考えており、新たに不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制構築を図る事業を位置付けました。本県では、国の事業を受託し、教育支援センター（適応指導教室）を中心とした不登校児童生徒への支援事業を平成28年度、実施することで計画しております。 また、平成28年度もスクールカウンセラーの配置拡充をするとともに、いじめ不登校等対策チームの派遣等を通して、各学校や各市町との連携強化を図り不登校の未然防止に一層努めて参ります。			
関係部局	教育委員会事務局学校教育課		

整理番号	要 望 事 項	市長会	町村会
14	栄養教諭・学校栄養職員の配置拡大について		○
要望内容 近年、偏った栄養摂取や朝食欠食による食生活の乱れ、肥満や過度な痩身など、児童生徒の健康を取り巻く問題が深刻化しております。また、食物アレルギーのある児童生徒への対応等、今日ほど学校現場における食育の必要性が指摘される時代はありません。栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担い、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員です。 栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、県の配置基準に基づき児童生徒数等を考慮しつつ各市町へ配置いただいているところですが、年々、アレルギーを持つ児童生徒は増えており、原因物質も多種多様となっております。栄養教諭・学校栄養職員が配置されていない場合や、複数学校を兼務している配置では、食物アレルギー等、個別の課題に対応したきめ細やかな学校給食への配慮は困難であります。 つきましては、児童生徒一人ひとりに安全で安心な学校給食を提供し、児童生徒が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を営むことができるよう、栄養教諭及び学校栄養職員の配置拡大を要望いたします。			
措置状況等（平成28年3月現在） 栄養教諭等については、学校給食管理という観点で義務標準法により定数が定められており、調理場の方式（単独・共同）や食数（児童生徒数）によって配当数が決まっております。 県教育委員会は、平成28年度より栄養教諭等の県の配当基準を見直し、国と同じ配当基準とします。 今後も市町教育委員会と連携しながら、適正な配置ができるよう努めるとともに、食育の推進や食物アレルギーのある児童生徒へのきめ細かな対応等の充実を図るため、国に対して栄養教諭及び学校栄養職員の配当の標準を見直し、栄養教諭等の増員ができるよう要望して参ります。			
関係部局	教育委員会事務局 教職員課 健康福利課		